



議員提出議案第 3 号

重度心身障害者医療費助成制度の対象拡大を求める旨の意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、飯能市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和4年9月28日

| | | | |
|-----|---------|-----|-----|
| 提出者 | 飯能市議会議員 | 野 口 | 和 彦 |
| 賛成者 | 同 | 栗 原 | 義 幸 |
| 同 | 同 | 武 田 | 一 宏 |
| 同 | 同 | 坂 井 | 悦 子 |
| 同 | 同 | 新 井 | 巧 |
| 同 | 同 | 加 藤 | 由貴夫 |

飯能市議会議長 中 元 太 様

重度心身障害者医療費助成制度の対象拡大を求める旨の意見書
(案)

埼玉県議会で「精神障害者保健福祉手帳2級所持者を『重度心身障害者医療費助成制度』の対象とするよう求める請願」が採択され、間もなく4年の歳月が経つ。しかし、いまだに予算化されていない現状と、本助成制度において精神障害者のみ負担割合に差ができる状態も続いている。

精神障害者保健福祉手帳1級の所持者はすでに助成制度の適用を受けているものの、2級の判定を受けた当事者たちは就労が困難な中、障害年金に頼り、負担不足はその家族が支えている状態である。

医療費は健康と命に直結する問題でもあり、当事者が精神科以外の受診をためらったり、金銭的に受診が困難であったりすることで、さらに体調不良に陥れば就労はますます遠のき、結果として社会にかかる負担は増大すると思われる。健康と命に関する実際上の問題が保障されることで、安心して地域で生活でき、障害の軽減が期待できる。

それぞれの能力を発揮し、その人らしい社会参加、社会貢献ができるようになることは、厚生労働省の掲げる障害者の地域移行の方針にも叶うことになると思われる。

よって、埼玉県におかれでは、重度心身障害者医療費助成制度の対象を精神障害者保健福祉手帳2級所持者まで早期に拡充されることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

飯能市議会

埼玉県知事 あて

提案理由

本意見書を埼玉県に提出するため提案するものである。